

# 障害者支援施設 あさひ園

## 日中一時支援事業 料金表

令和8年4月現在

### ① 施設利用料に関する利用料金（1日あたり）

生活支援給付費

（単位：円/日）

障害支援 区分	基本サービス 生活支援給付費自己負担額計（A）				
	日帰り				
	日中活動からの連続	4時間未満	8時間未満	8時間以上	
区分1	1,020	1,350	2,590	3,840	
区分2	1,190	1,690	3,270	4,860	
区分3	2,030	2,860	5,120	7,370	

#### 基本サービス費

介護支援サービスの基本的な利用料となります。

障害者支援区分によって定められております。

### 各種加算（対象者のみ）（B）

加算種類	加算内容	金額
食事提供 体制加算	収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合にいただく費用です	日帰り 300円/日
重度障害者 支援加算	区分6で重度訪問介護該当者（四肢全て麻痺があり、以下いずれかに該当）が利用された場合いただく加算です ・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理 ・ 最重度の知的障害 ・ 行動援護の行動関連項目合計点数15点以上	3,200円/日
利用者負担 上限額管理 加算	利用者負担額の上限管理事務を行った場合にいただく加算です	1,500円/月
送迎加算	施設が送迎を行った場合に頂く加算です	550円/回

※利用者負担の減免について〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯（年収概ね600万以下）	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

## ②食費に関する利用料金

自己負担額

（単位：円/日）

食事提供 体制加算	食費（昼食）		自己負担額計 (C)	自己負担計 (D)
	食費	食材料費		
加算非該当	470	270	470	(A) + (B)
加算該当			170	(C) = (D)

## ③その他サービスに関する利用料金

（単位：円/回）

項目	料金	備考
美容（カット）	2,000	
理容（カット）	2,000	顔そり追加の場合は+500
理容（顔そりのみ）	1,500	
特別な食事（出前他）日用品等	実費	クリーニング代、外出時食事代等
入浴費	600	

☆ 利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。